

筑波大学の特殊な交通環境とは・・・

本学の筑波キャンパスは、面積約257haという広大な敷地を有し、やや特殊な交通環境が作り出されています。キャンパス内には次の2種類の道路があります。

(1) **ペDESTリアン** …自転車の通行可能な歩行者専用道路

(2) **学内ループ道路** …各教育施設等を取り囲むように設置されている道路
学内ループ道路には、一般車両が学外から自由に入構でき、路線バスの運行経路にもなっており、多数の車両が走行しています。

このような環境にあるため、キャンパス内の道路における自動車等の速度制限や、自動車による学内の移動を禁止するなど、様々な学内交通規制を実施しています。また、学内連絡バスを運行し、学内移動の利便性に資する等、学生、教職員の安全確保のための対策を講じています。

自動車の使用



本学には、学生及び教職員の自動車による通学又は通勤のために、約7,000台収容可能な駐車場があります。しかし、自動車による通学又は通勤希望者が増加しており、希望者全員の車両を収容することは不可能となっています。

そこで、本学では、自動車による通学又は通勤を制限せざるを得ないことから、自動車による入構及び駐車を規制しています。

自動車に通学するには・・・

自動車での通学を希望する場合は、申請手続きが必要です。

◎自動車通学の申請

- 対応事務組織（支援室）において、「駐車証交付申請書」を受領し必要事項を記入して、自動車検査証（車検証）、自家用自動車保険（任意保険）証、及び居住地を証明する書類の写し等を添付のうえ、申請してください。
- 自動車通学が許可された者は、学内の所定の駐車場を利用するために、
「筑波大学交通安全会」（次ページ参照）への入会が必要となりますので、入会を申請し駐車証の交付を受け、その駐車証を所定の位置に貼付してください。

◎自動車通学を禁止する者

対応事務組織（支援室）の所在地から半径2km未満の地区及び学生宿舎区域に居住する者は、**自動車による通学を禁止**しています。（但し、身体に障害を有する者、研究が深夜に及ぶ者で自動車通学がやむを得ないと認められた者等の特別な事由がある場合はこの限りではありません。）